

## 総務文教常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和6年12月3日(火)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、  
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第66号」北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第69号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第70号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第7号」北本市の視覚障がい者の雇用を求める請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

### ◎「議案第66号」について

(1) 「地区公民館等の利用料金の上限額の算定に誤りがあったということだが、ダブルチェックは行われていなかったのか」と質疑したところ、「最終的な金額についてはダブルチェックを行いました。面積に関しては、こ

れまで建物の増改築等が行われていなかったことから、変更がないという前提で進めてしまいました。確認不足であり、今後はより慎重に進めるようにします」との答弁がありました。

（２）「利用者や指定管理者との調整は丁寧に行うべきかと考えるが、現場の館長や公民館職員とのコミュニケーションが不十分だったのではないかと質疑したところ、「日常的に担当者が現地を訪れ、公民館職員とコミュニケーションを取っていますが、不十分だった部分があると認識しています。今後は館長や公民館職員とのコミュニケーションをさらに強化し、運用面や考え方にも注意を払い、今回の反省を生かしてより丁寧に進めていきます」との答弁がありました。

（３）「料金改定について、市民に対する周知はどのように考えているのか」と質疑したところ、「料金改定については、議決後、速やかに市民への周知を行います。具体的には、公民館へのポスターの掲示、市ホームページでの告知、予約システム上の表記を行う予定です。また、市内の各種団体や地域コミュニティを通じて情報を提供し、市民の皆様に理解を得られるよう努めます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第69号」について

（１）「指定管理者の選定において何者から応募があったのか。また、前回と同じコミュニティ協議会が選出されたが、評価された点について」質疑したところ、「指定管理者の選定に応募があったのは一般社団法人北本市コミュニティ協議会の１者となっています。指定管理業務に従事する職員の継続雇用及び雇用条件への配慮、そして地域との連携に関しては、80%を超える高評価を得ました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

## ◎「議案第70号」について

（１）「栄市民活動交流センターの指定管理者の選定において、公募及び点数の状況について」質疑したところ、「栄市民活動交流センターの指定管理者の公募には、２者から企画提案がありました。現在候補者として提出されている北本未来づくり共同事業体と、日本環境マネジメント株式会社からの応募です。点数については、北本未来づくり共同事業体が684点、日本環境マネジメント株式会社が663点となっています」との答弁がありました。

（２）「北本未来づくり共同事業体が選出された要因について」質疑したところ、「２者から非常に優れた提案をいただきましたが、２者を比較すると、収支計画が適切であり、市内経済の活性化に繋がる提案、また、地域との連携がしっかりと図られている提案が、北本未来づくり共同事業体の方が高く評価されました」との答弁がありました。

（３）「北本未来づくり共同事業体が優れていた点として、市内経済の活性化、地域との連携が挙げられていたが、具体的にどのような提案があったのか」と質疑したところ、「市内経済の活性化をめざす取組として、地元の生産者や事業者を支援するため、まちの名産品や特売品の展示コーナーを施設内に設置することや、SNSを活用した情報発信が提案されました。また、施設内にコワーキングスペースを設置し、創業に関する交流会や講座を開催することを通じて、地域の経済活性化を図るとしています。地域との連携については、施設が北本駅西口側の活動拠点となり、施設職員がコーディネーターとして施設周辺のまちづくりを進め、市民や地域と連携して活動の輪を広げていくという提案がありました。また、施設運営においては運営委員会を設置し、市民が運営に参画する体制を作ることも提案されています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

## ◎「議請第7号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「請願趣旨の中で、『視覚障がい者は排除され続けている』という表現があるが、具体的に過去に排除的な行為や事例があったからこの表現を用いたのか」と質疑したところ、「排除され続けているという表現は、私がそう感じたということです。北本市では50年以上にわたって視覚障がい者の雇用実績がないことから、排除されていると受け止めました」との答弁がありました。

(2) 「北本市視覚障害者協会の会員構成及び会員の中で雇用を希望している人の年代について」質疑したところ、「北本市視覚障害者協会には、視覚障がいのある人が12人程度、サポーターや家族を含めて20人程度が所属しています。雇用を希望している人は主に50代から60代の方です」との答弁がありました。

(3) 「視覚障がいのある人が今後社会参加をするための支援環境を整えることが、この請願の趣旨であるという理解でよろしいか」と質疑したところ、「直接雇用またはそれに準じる形での雇用をお願いしたいという趣旨ですが、制度上それが難しいということであれば、雇用の代わりとなる支援策を検討していただきたいと考えます。この請願の主な目的は、行政が模範を示し、視覚障がい者の雇用環境を整備することです」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が1件ありました。

以上、報告いたします。

令和6年12月18日

総務文教常任委員会

委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様